

## 閣議決定によって憲法解釈を変更し集団的自衛権行使を容認することに反対する会長声明

集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されてないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利とされている。

この点、政府は、「憲法9条の下において許容されている自衛権行使は、我が国を防衛するための必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって憲法上許されない（1981年5月29日政府答弁）」との見解を表明し、その後、現在に至るまでかかる政府見解は維持されている。

ところが、安倍首相は、私的諮問機関「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会（以下「安保法制懇」という）を約5年ぶりに再開させた。安倍首相は、5月連休明けにも提出が予定されている安保法制懇の報告書が集団的自衛権の行使を容認する内容になることを予定して、従来の政府解釈を閣議決定により変更する方針を表明している。

また、安倍内閣は集団的自衛権を限定的に容認するという方向も打ち出している。

最近では、与党幹部等から1959年に下された砂川事件の最高裁判決が集団的自衛権行使の論拠となるかのような議論が行われている。

しかし、砂川判決は日米安全保障条約と在日米軍の合憲性が問われた裁判であり、判決は集団的自衛権の問題を視野に入れたものとはいえない。

安倍内閣の目指すところは、憲法の改正手続を経ることなく、閣議決定による政府見解の変更、あるいは法律の制定によって、実質的な憲法の改正を行おうとするものであり、政府や国会を憲法の制約の下に置く立憲主義の原則に真っ向から違反するものである。こうした問題点は、たとえ集団的自衛権の行使の範囲を限定しても解消されるものではない。

当会は、立憲主義の見地から、閣議決定をもって憲法解釈を変更し、これにより集団的自衛権の行使を容認することにあらためて断固反対するものである。

2014年5月1日

茨城県弁護士会

会長 後藤直樹